

いじめ防止基本方針

令和6年度 大石田北小学校いじめ防止基本方針

はじめに

大石田北小学校は、「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、本校教育目標の達成をめざし、児童が安心して学校生活をおくる、いじめのない学校をつくるために、この基本方針を策定する。

【いじめの定義】

いじめは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

（平成25年9月28日施行いじめ防止対策推進法より）

【いじめに対する基本的な考え方】

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

【いじめの解消とは】 次の要件を満たす。

① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が止んでいることが相当の期間継続していること（少なくとも3ヶ月以上）。

② 「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。」

被害児童本人及びその保護者に面談等により確認する。

リスクマネジメント

大石田北小スローガン

「笑顔がふえれば、問題はへる!!」

未然防止の取り組み

1 授業を通して

- ・児童一人一人が参加し、授業場面で活躍できるための授業改善を行い、成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

2 道徳の授業を通して

- ・児童の自己肯定感・自己有用感を高める。
- ・学校の教育活動全体を通して、道徳教育の実践を図る。

3 特別活動及び諸活動の中で

- ・縦割り班活動を通し、めあてを持って、協力・協調することを学習し、人とのよりよい関わり方を身に付けさせる。
- ・ソーシャルスキルトレーニング（SST）や「ハイパーQU」「にこにこチェック」の結果を生かすなど、児童の実態を十分に把握し、児童にとって居心地のよい学級経営に努める。
- ・休み時間や給食、清掃時間などの中で児童の様子に目を配り、交友関係や悩みを把握する。

4 健康指導・相談の中で

- ・毎日の健康観察を通して、児童の生活リズムの乱れなど、気になる実態を把握する。
- ・体調不良の訴えや保健室の来室状況から心と体の両面での変化を把握する。

5 情報収集

(1) 連絡帳

- ・保護者の声を大切にして、児童理解に当たる。また、内容に応じて、電話や家庭訪問を行う。

(2) アンケート等(定期・臨時、保護者・児童)

- ・原則として毎月原則第1週目に、「にこにこチェック」を実施し、気になる児童と面談を行う。
※チェックポイント（勉強・休み時間・心配なこと・その他）
- ・保護者の学校評価から、保護者の願いや思いを把握する。

(3) 申告・申出（自・他）

- ・児童が身構えずに、援助希求ができるような手立て（先生とお話タイムや何でもカードなど）を工夫する。

(4) 教育相談(定期・臨時、児童・保護者)

- ・児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように情報共有に努める。
- ・保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、関係諸機関と連携して課題解決に当たる。

6 情報の分析・発信(組織、手立て)

- ・週一回開催の職員打ち合わせ時に、「子どもを語る会」を設け、全教職員で配慮を要する児童や各学級について、現状や指導についての細かな情報交換及び共通理解を図る。

7 記録

- ・いじめ未然防止のために行った手立てや取り組みを記録し、活用する。

8 評価と改善

- ・学校評価項目に位置付け、今年度の取り組みについて評価し、次年度の取り組みの改善を図る。

いじめ対応

1 いじめ対応の組織(チーム)

(1) 「いじめ等防止対策委員会」

- ・校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，特別支援コーディネーター，養護教諭，該当児童学級担任からなる，いじめ防止等の対策のための委員会を設置する。

(2) 「子どもを語る会」

- ・週に一度，全教職員で配慮を要する児童や各学級について，現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

(3) 「職員打ち合わせ」

- ・配慮を要する児童について，現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

2 事実把握後の手続き(詳細確認・報告・相談・指示)

(1) 実態把握

- ・当事者双方，周りの児童から，個々に聴き取り，記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し，事案について正確に把握する。

(2) 指導体制，方針決定

- ・記録者を決める。
- ・指導の方針を明確にし，教職員全体の共通理解を図る。
- ・指導体制を整え，教職員の役割分担をする。
- ・教育委員会，関係機関との連絡調整を行う。

(3) 子どもへの指導・支援

- ・いじめられた児童の保護，心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童に対して，相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに，「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- ・インターネット上のいじめについては，インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに，平素から情報を得るように心がけ，保護者の協力のもと，関係機関との連携を図り，速やかな解決に努める。

(4) 保護者への対応

- ・いじめについて詳細を説明する。
- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者と学校との指導連携について協議する。
- ・個別面談後の取り組みなどを通じて，保護者との連携を具体的にする。

3 具体的な対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめ等防止対策委員会を開き、対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

*配慮が必要な児童について

- ・障がいのある児童
- ・帰国子女、外国人子息
- ・性同一性障がい児童
- ・被災児童

【重大事態への対処】

《重大事態の定義》

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）

《重大事態への対処》

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 記録・報告

- (1) 記録者を決め、事案の発生から対応指導まで時系列で記録する。
- (2) 記録を基に報告書を作成し、関係機関に報告する。

5 評価と改善

- (1) 事案への対応や指導について評価し、今後に生かす。

大石田北小支援体制

